

平成28年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年10月28日（木）09時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司
3番 姫 野 康 二
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
8番 安 部 義 浩
9番 江 藤 国 子
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 4番 坂 本 成 一

5. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ② 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ④ 非農地証明の発行について
 - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）
 - ⑦ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）
- (4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第10回由布市農業委員会総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 9 番の江藤国子委員さんをお願いしたいと思っております。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1号～4号 4件)

議 長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案1号から4号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案第1号につきましては、説明の方を議席番号10番の小野恵美子委員さんよりお願いします。

10番 小野恵美子委員

はい、説明いたします。渡人の方は若いんですが、世帯で耕作をできる人が減ってしまったので、渡りたいという案件です。以上です。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長
続きまして、議案第2号につきましては、説明の方を議席番号4番の坂本成一委員さんは来ておりませんので、事務局より説明をお願いします。

事務局
以前より貸借等で受人の方に貸していたのですが、所有権移転をしたいということで、今回3条の申請となりました。受人の方については、耕作できる状況にありますし、これからも管理ができる状況と聞いております。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長
続きまして、議案第3号につきましては、説明の方を議席番号5番の高田英委員さんよりお願いします。

5番 高田英委員

はい、現地は湯平駅の上の方で、4・5年は耕作できていない状況でした。渡人が体調を崩したので耕作できてないので、受人の方が購入したいということで話が決まったそうです。受人の方は、このあたりで盛んな、柚子の木を植えて、果樹が育ったら、畑に地目変更したいということで、問題は無いと考えます。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長
続きまして、議案第4号につきましては、私の方から説明いたします。

この土地は以前、買受人の方が持っていた土地なんですけど、今回の渡人の方が便利が悪いからと元の人に買い戻してほしいと話がついた案件です。特に問題はありません。

議 長
質疑を受けます。

3番 姫野康二委員

いいですか。受人の方は、由布市で営農しているのですか。

議 長

頻繁に由布市に来ている。心配ありません。

他にご質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第5号 1件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案5号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第5号につきまして、説明を私から致します。

この土地は圃場整備をしていない土地で、耕作していた方が亡くなってから荒れていたようですが、付近のお店の駐車場としてまとまったそうです。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません)

それでは、ないようにありますので、この案件、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第6号から8号 3件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案6号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案7号及び8号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第6号につきましては、説明の方を1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

はい。説明いたします。場所は挾間町下市です。資料は5ページから8ページです。この場所は農振除外で御存知だと思います。渡人の方は体調が良くなく、後継者がいないことが原因で、農地の規模縮小を進めている状況です。受人の方はアパート経営をするとのことで、5条申請となりました。以上です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により、許可相当と認めます。

議長

議案第7号につきましては、説明の方を8番の安部義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部義浩委員

はい。7号について説明いたします。字図は9ページとなっております。受人の方は自治区長をしまして、渡人の方は副をしております。申請地は赤野地区公民館の建設予定地として5条申請が 있습니다。自治区民の要望とのことです。審議の程、よろしくお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により、許可相当と認めます。

議長

議案第8号につきましては、私の方から説明いたします。

字図の13・14ページを見てください。この土地の周りは農地が全くありませんし、冬はほぼ太陽が当たらない土地です。持ち主の方も草刈等の管理はしていましたが、手放したいとのことで、大分の不動産屋さんと話が出来たそうです。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により、許可相当と認めます。

■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第9号～15号 7件)

議 長

続きまして、日程第4 非農地証明の発行について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案9号～15号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第9号につきましては、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。場所は挾間町の鬼崎です。資料の19ページを見て分かる通り、非農地化しておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第10号につきましては、説明の方を議席番号4番の坂本成一委員さんが来ておりませんので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

10号議案です。写真は資料の22ページです。写真でご覧いただける通り、手つかずで、竹・雑木・カズラ等が覆いかぶさっております、農地に復元することが難しい状況なので、非農地証明の申請となっております。問題ないと考えます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第11号につきましては、説明の方を議席番号7番の二ノ宮政広委員さんよりお願いします。

7番 二ノ宮政広委員

11号でございます。現地は山林化しております、とても農地には見えない状況でした。以上でございます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第12号につきましては、説明の方を議席番号7番の二ノ宮政広委員さんより説明をお願いします。

7番 二ノ宮政広委員

先ほどの隣接地でございます、確認しましたが山林化しておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第13号につきましては、説明の方を議席番号5番の高田英委員さんよりお願いします。

5番 高田英委員

現地は湯平の温泉場から扇山に向かう途中の右手側です。資料31から34ページとなります。字図上は周辺に農地がありますが、現況は全て山林化しておりますので、問題は無いと考えます。

議 長

質疑は有りませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第14号につきましては、説明の方を議席番号5番の高田英委員さんよりお願いします。

5番 高田英委員

資料は35ページから36ページです。湯平の温泉場から、山下湖方面に向かう途中の右手側です。ここは農地が周辺にあります。日当たりの関係から問題ないと考えます。竹林化というか、雑木などによって山林化しております。よろしくお願ひします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第15号につきましては、説明の方を議席番号3番の姫野康二委員さんより説明をお願いします。

3番 姫野康二委員

資料の通り非農地化しております。なんら問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

5番 高田英委員

会長すいません。議案についてではなく、非農地証明についてなのですが、以前は事務局で現地確認をおこない、会長専決ということで総会時に報告としていたと思うのですが、昔に比べて非農地判断を積極的にするようになった今、非農地証明の案件が多くなっているのですが、以前のようなやり方ができれば、申請人にとってもスムーズに証明願が出せると思うのですが、そういったことはできないのでしょうか。

事務局

非農地証明発行の手順としては、農業委員会事務局2名以上、農業委員さん1名以上の現地確認が必要です。農業委員会の判断方法ということで質問があったのですが、みなさんが会長専決でいいということならば、それは可能なんじゃないかなと思います。皆さんで判断するか、会長専決に任せるかを皆さんで判断されるならばできるかなど。

議 長

これから案件も多くなります。私としては、会長だけでなく、担当の委員さんと一緒に行けたらいいかなと思うのですが。皆様どうでしょうか。

7番 二ノ宮政広委員

いいのではないのでしょうか。できるのであれば審議事項に取り上げなくてよいのではないのでしょうか。

議 長

他にご意見はないでしょうか。それでは、会長と地元の農業委員さんの2名と事務局の2名でやっていきたいと思うのですが良いでしょうか。

1 番 大津雄司委員

総会の場は報告だけになるのなら、案件が非農地だけの場合は開催はどうなるのか。

議 長

報告も総会の案件なので開催します。

事務局は非農地がこの運用でできるか確認してください。

事 務 局

確認したいことがありますので、また連絡します。法的になんら問題が無いということならば、そういった運用に変えていきたいと思えます。

9 番 江藤国子委員

会長さんは全部行かなければならないのでしょうか。

事 務 局

農業委員1名以上、事務局2名以上の確認が良いのですが、担当委員さんの判断となると責任が重くなることもあるので会長に確認して頂くのが良いのではないかと考えます。それと、書類の取扱いや現地確認なども含めて検討して連絡します。

議 長

そういったことでお願いします。

○日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案16号から20号 5件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案16号～20号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

大津雄司委員さんは、議案16号及び17号について農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受けるので、退席をよろしくお願いします。

議案 16号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 17号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

大津雄司委員さんお戻りください。

報告します。議案16号及び17号について挙手多数により承認されましたことを報告致します。

議案 18号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 19号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 20号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

20号です。新規となっておりますが、以前より借受人の方が耕作している農地で、今回、正式な貸し借りをするという申請です。これまでも管理をしていただいておりますし、これからも適正な管理をしていただけるという申請です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

○日程 第6 「農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）の決定について」

(議案21号 1件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）の決定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）の決定について 議案朗読説明。

農政課の担当より説明があります。

農政課担当者
詳細説明

議長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

○日程 第7 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）」
(議案22号 1件)

議長
日程 第7 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程 第7 農業振興地域整備計画の変更について 議案朗読説明。
詳細については農政課の担当より説明致します。

農政課担当者
詳細説明

議長
質疑はありませんか。

5番 高田英委員
質疑ではないですが、参考に畑に何を植えてるか教えてください。

事務局
この牧野は1名の方のみが放牧している状態で、現地は採草できる範囲がほぼなくなりつつあります。また、牧野に続く農道も使う人がいないので管理が難しくなっております。これを解決したいという目的の案件です。現在は共有持ちなので、これを直野地区の農地組合法人に貸付けをして、農道・牧野を管理すれば、人手不足の解消になるという計画。パンフレットの4番にある事業に該当する案件なので、それを活用して重機等を用い、荒れかけている土地を整備しようという計画です。

7番 二ノ宮政広委員
機構が預かった農地は誰が管理するのでしょうか。公社が管理するのでしょうか。それか、借り手が無ければずっと放置されているのでしょうか。

事務局
機構が預かれば機構が管理することとなっております。ただ、現実的ではないということで、大分県においては借り手が決まっていけない物については受取らないことになっております。機構に預けることができるのは、ほぼ、借り手が決まった農地となっております。機構が預かった農地に受け手がでなくて、期間が来て機構が返したとなると、様々な農地の優遇措置がとれなくなるんです。固定資産がまともにかかる等。そんな仕組みがあるので、貸付が出来ない農地を預かると、逆に農家の不利益になる場合があるので、大分県は受けていない。

議

長

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。